

関係部局等の長 殿

遺伝子組換え生物等使用実験  
安全委員会 委員長

令和2年度遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する  
Web 講座について(通知)

標題の件につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み対応策として、令和2年度遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する学内説明会を、Web Class の遺伝子組換え生物等の使用に関する講座受講により、説明会の代替えとすることといたしますのでお知らせいたします。

つきましては、貴部局等の関係者へ周知いただくとともに、別紙名簿に受講希望者を取りまとめの上、令和2年9月3日(木)17時までに研究推進課研究推進係宛てご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

【令和2年度遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する Web 講座】

開講期間:令和2年8月1日(土)～令和3年3月31日(水)

対 象 者:琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則第11条第4項、第5項及び  
第12条第2項に定める者

琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則

○第11条第4項及び第5項

4 実験責任者は、第23条に規定する遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する説明会(以下「学内説明会」という。)について、次に掲げる条件のいずれも満たしていなければならない。

(1) 実験実施期間の開始日以前1年以内に受講していること。

(2) 実験実施期間の2年度目以降は、当該年度内に1回は受講していること。

5 前項第1号の規定に関わらず、実験責任者が実験計画の承認を受けている期間内に新たに実験計画を開始する場合は、開始日の当該年度内に学内説明会を受講すれば可とする。

○第12条第2項

2 実験従事者は、実験計画の遂行にあたり学内説明会を年度につき1回は受講することとする。ただし、学部学生においては、その限りではない。

琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則に規定する学内説明会に関する申合せ

○第2条

学内説明会は、琉球大学遺伝子組換え生物等使用実験安全委員会(以下「安全委員会」という。)の指定する講座等(e-learningを含む。)の受講をもって代えることができる。

※今後の受講希望者の追加については、定例委員会へ提出する計画書等と併せて、奇数月の最初の木曜日までにご提出ください。

総合企画戦略部 研究推進課 研究推進係

担 当 : 宮里・澤岨

T E L : 098-895-8932(内線 8932・8016)

E-mail : knknkyu@acs.u-ryukyu.ac.jp